

事調第 1203号
令和2年(2020年)12月23日

各(総合)振興局
産業振興部長 様
地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

最新設計単価を適用した設計金額等の取扱いについて(通知)

起工決定から入札を執行するまでの期間に入札日直近の設計単価(以下「最新設計単価」という。)により再計算し、設計金額を算出する場合における取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 対象とする工事及び委託業務

- ・「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」及び「土地改良事業等に係る調査測量設計業務の価格積算要領」に基づき積算したもの。
- ・標準積算システムを使用しているもの。

2 再計算の対象外となる単価

対象とする工事及び委託業務(以下「工事等」という。)のうち、工事等ごとに使用する個別の見積単価等で「共通単価表」及び「見積単価等一覧表」に掲載しているもの。

3 再計算を実施する時期

単価配信日を毎月10日(休日となる場合は、直前の開庁日)とし、単価配信の翌日から起算して、6開庁日経過後の入札に付する工事等について、最新設計単価による再計算を行う。

4 適用時期

令和3年3月1日以降に入札(電子入札の場合は開札)を行うものから適用とする。

調整係
設計積算係
技術指導係